

第4期川島町障がい福祉計画

平成27年3月

川 島 町

第4期川島町障がい福祉計画

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の対象	3
第4節	計画の期間	3
第5節	第4期川島町障がい福祉計画策定のポイント	4
第2章	川島町の障がい者をめぐる現状	5
第1節	障害者手帳所持者数の推移	5
第3章	計画の基本的な考え方	6
第1節	基本的な考え方	6
第2節	「川島町障害者基本計画」の基本目標	7
第4章	地域移行等の目標値設定	8
第1節	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	8
第2節	平成29年度の目標値	10
第5章	第3期障がい福祉計画の評価と第4期障害福祉サービスの見込み	12
第1節	訪問系サービス	13
第2節	日中活動系サービス	14
第3節	居住系サービス	19
第4節	指定相談支援等	21
第5節	障がい児支援	23
第6章	地域生活支援事業の利用状況と第4期の見込量	25
第1節	理解促進・啓発事業	25
第2節	自発的活動支援事業	26
第3節	相談支援事業	27
第4節	成年後見制度利用支援事業	29
第5節	成年後見制度法人後見支援事業	29
第6節	意思疎通支援事業	30
第7節	日常生活用具給付等事業	31
第8節	手話奉仕員養成研修事業	32
第9節	移動支援事業	33

第 10 節	地域活動支援センター機能強化事業.....	34
第 11 節	その他事業.....	35
第 7 章	計画の推進.....	36
第 1 節	各主体の役割.....	36
第 2 節	計画の推進.....	37
第 3 節	目標達成状況の評価.....	38
資料編	39

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

厚生労働省の調査によれば、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つに大別される障がいの中で身体の障がい児・者は最も多く全国におよそ360万人（在宅者、平成18年調査）、次いで精神障がい者が290万人（同、平成20年調査）、知的障がい者が42万人（同、平成17年調査）と推計されています。その数は年々増加していますが、中でも身体の障がいについては、65歳以上の方が60%以上を占めていることから、今後我が国の高齢化の進行に伴い、その数は更に増加の速度を速めるものと予想されています。

市町村障がい福祉計画は、平成17年に成立した障害者自立支援法に基づき、1期3カ年の計画として平成18年度を初年度とする第1期から平成24年度から始まった第3期計画まで、順次内容の拡充が図られつつ策定、実施されてきました。この間、国連において「障害者権利条約」が2006年（平成18年）に採択され、2008年（平成20年）に発効しましたが、これを受け我が国では、平成23年7月に改正障害者基本法が成立し、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念が盛り込まれ、同時に、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する等の目的も明確化されました。

こうした重要な考え方を踏まえ、障害者自立支援法は、その目的に記載された「自立した日常生活」を「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活」に代え、また、従来の障害福祉サービスに係る給付の他に、新たに地域生活支援事業による支援を加えることで障がい者を総合的に支援することを目的とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正され、平成25年4月（一部の内容については平成26年4月）に施行されました。

埼玉県においては、平成24年に障害者計画と障害福祉計画と一体とした「第3期障害者支援計画」を策定し、さらに、平成26年度は、平成27年から平成30年までの計画とした「第4期障害者支援計画」を策定中です。

このような状況の中、本町においては、平成21年に障害者基本法に基づく「川島町障害者基本計画（平成21年度～平成30年度）」を策定し、平成24年には、障害者自立支援法に基づく「第3期川島町障がい福祉計画」を策定し、各種障害福祉サービスを展開してきました。

本計画は、障害者総合支援法の改正等を考慮し、平成26年にて計画期間の満了を迎える「第3期川島町障がい福祉計画」を見直し、障害者総合支援法に基づく新たな計画とし、「第4期川島町障がい福祉計画」として策定するものです。

第2節 計画の位置付け

(1) 本計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「第4期川島町障がい福祉計画」です。

国や埼玉県の上位計画との整合をはかるとともに、町の「障害者基本計画」の個別計画として位置付けられ、本町において今後展開される障害福祉サービス提供体制の確保に関する目標などを定めたものです。

【障害者総合支援法（抜粋）】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 他計画との関係

町の基本計画である「第5期川島町総合振興計画」、各行政部門の計画である「川島町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」及び「川島町子ども・子育て支援事業計画」等の各計画とも連携を図ります。

第3節 計画の対象

本計画の対象は、町内に在住の障がい者及び障がい児です。なお、障がい者・障がい児の範囲は以下のとおりです。

(1) 障がい者

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む）
※ 障害者基本法により発達障がい者を、政府答弁等により高次脳機能障がい者を、それぞれ精神障がい者に含むこととしますが、今後の国等の動向により変わる可能性があります。
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

(2) 障がい児

児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児

第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画の期間とします。



第5節 第4期川島町障がい福祉計画策定のポイント

平成27年度からの3カ年を期間とする第4期川島町障がい福祉計画は、障害者総合支援法を根拠として策定されるものです。3期までの計画における、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等は踏襲されますが、新たに制定された理念に基づいて、①障がい者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、②障がい程度区分を障がい支援区分に改定、③重度訪問介護の対象を拡大、④共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化、⑤地域移行支援の対象を拡大、⑥地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備につながる改正がされています。また新たに、計画に定めた事項について、調査、分析及び評価を定期的に行い、必要に応じて計画を変更するなどの必要な措置を講ずることが規定されました。

（1）計画作成のプロセスに関する事項

①PDCAサイクルの導入（新規）

- ・必要に応じて、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

（2）成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の5%以上を地域生活へ移行。

②地域生活支援拠点等の整備

- ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、圏域に少なくとも1つを整備。

③福祉から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から3割以上増加。

（3）その他の事項

①障がい児支援体制の整備

- ・児童福祉法に基づく障がい児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

②計画相談の充実、研修の充実等

第2章 川島町の障がい者をめぐる現状

第1節 障害者手帳所持者数の推移

平成26年8月における本町の障害者手帳保有者数は937人で平成24年と比較し19人増加しています。内訳は、身体障害者手帳保有者が682人で全体の72.8%、療育手帳保有者が160人で17.1%、精神保健福祉手帳保有者が95人で10.1%となっており、障がい者全体の約7割を身体障がい者が占めています。

川島町の障害者手帳保有者数

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減数 H24→H26
身体障害者手帳	672	675	682	10
1級	219	219	222	3
2級	103	100	98	△5
3級	117	121	119	2
4級	165	166	173	8
5級	47	47	46	△1
6級	21	22	24	3
療育手帳	140	140	160	20
(A)	33	31	32	△1
A	43	44	55	12
B	48	46	52	4
C	16	19	21	5
精神保健福祉手帳	106	138	95	△11
1級	9	13	10	1
2級	73	88	58	△15
3級	24	37	27	3
合計	918	953	937	19

※平成24年度、25年度は年度末、平成26年度は8月末の交付者数

【参考：自立支援医療受給者数】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減数 H24→H26
自立支援医療 受給者数	193	251	177	△16

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

この計画においては、「川島町障害者基本計画」の基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を踏襲し、施策に取り組みます。「ノーマライゼーション」は、「障がいの有無にかかわらず、一般社会の中で障がいのある人と障がいのない人が共に生きる社会が普通の社会である」とする、障がい者福祉に取り組むにあたっての最も基本的な理念となります。「リハビリテーション」は、一般的な機能訓練を示すほか、「生活のあらゆる場面において、人間的な生活を送り、障がい者の自立と参加を目指す」とする意味を持ち、「ノーマライゼーション」と並び、障がい者福祉に取り組むにあたっての基本的な理念となります。

また、この理念の実現にあたっては、地域に住むだれもが障がいに対する理解を深め、行動していくことが必要です。そのためには、障がい者は社会に参加し、交流を持つことや障がいについて周囲の人に教える役割を持つことも大切です。さらに、障がいによっては生まれてから高齢者まで支援が必要になる場合もあります。そのため、ライフステージが次の段階に移っても困ることのない社会を、住民、事業所、町が一体となり、共同でつくり上げていく考え方が重要です。

また、「川島町障害者基本計画」では、基本理念や考え方に基づき、10年後の障がい者の社会像を以下のように定め、施策に取り組んでいます。

共に学び 支え合う 共生社会の実現を目指して

第2節 「川島町障害者基本計画」の基本目標

(1)住民の助け合いがあるまちづくり

障がい者の地域での生活を支えるにあたっては、行政による公的なサービスだけでなく、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住むすべての人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。そのため、住民の福祉意識の高揚に取り組み「地域福祉」の活動を広めるとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を目指します。

(2)地域で安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせる環境をつくるには、福祉サービスを必要な時に、必要な量だけ使えることができるよう、提供体制を充実させる必要があります。また、福祉サービス事業所や医療機関等の連携を強化し、障がい者の情報を共有することで医療・福祉の包括的なケア体制を構築します。

(3)健やかに育ち学べるまちづくり

障がい児が健やかに育ち学ぶためには、障がいの特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、障がい児教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。また、障がいのない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。

さらに、特別支援学級等の充実により、発達障がいのある児童・生徒への対応を推進します。

(4)社会に参加し自立して暮らせるまちづくり

障がい者の自立した生活や自己実現を図るには、自ら社会に参加したり、仕事に就いたりすることが大切です。そのため、町内事業所や企業と連携を図り、就労先を確保するなど支援体制を強化するとともに、生涯学習や生涯スポーツなどを充実させ、障がい者が生きがいを持って暮らせる社会を目指します。

(5)暮らしやすい福祉のまちづくり

障がい者が自由に外出するにあたっては、道路や建築物がバリアフリーであることが大切です。また、町内に駅がないなど、公共交通機関が不十分な面もあることから、福祉有償運送等の移送サービスを充実させ、障がい者の外出の機会を確保することが重要です。

また、川に囲まれた本町において、近年の集中豪雨の増加によるはん濫に備える必要があります。そのため、災害時等緊急時の対応について、障がい者の視点に立った防災体制の整備を目指します。

第4章 地域移行等の目標値設定

第1節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障がい福祉計画の趣旨

障害者自立支援法の施行に伴う施設・サービス体系の見直しについては、障がい者の生活を「24時間を通じた施設での生活」から「地域と交わる暮らし（日中活動の場と生活の場の分離）」へと移行させることが趣旨の1つとなっています。

本町は、この趣旨を踏まえつつ、第1期障害福祉計画、第2期障害福祉計画、第3期障がい福祉計画を作成し、それに基づき、障がい者福祉施策を推進してきました。第3期障がい福祉計画が終了するにあたり、引き続き以下の基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスに関する平成29年度の目標値を設定した上で、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援の4つに区分された「指定障害福祉サービス」とともに、相談支援事業をはじめとする「地域生活支援事業」についても県との連携を図るなどの提供体制の確保により、目標値の実現を目指します。

(2) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本町は、障がい者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- ①必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する日中活動系サービスを保障
- ③グループホームの確保を図り、施設入所から地域生活への移行を推進
- ④必要な相談支援体制を確保し、地域生活移行や地域定着を支援
- ⑤福祉施設から一般就労への移行等を推進
- ⑥障がい児支援の推進

○指定障害福祉サービスの提供体制の確保

障害福祉サービスは介護保険の対象となる場合は介護保険による給付が優先となりますが、障害福祉サービス固有のサービス等、介護保険サービスと併給できる場合もあるため、介護保険サービスとの連携を図っていきます。

①訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練

④相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

⑤障がい児支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援

○地域支援事業の提供体制の確保

①市町村が必ず行う必須事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業

②その他の事業

日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造助成事業、寝具乾燥車派遣事業

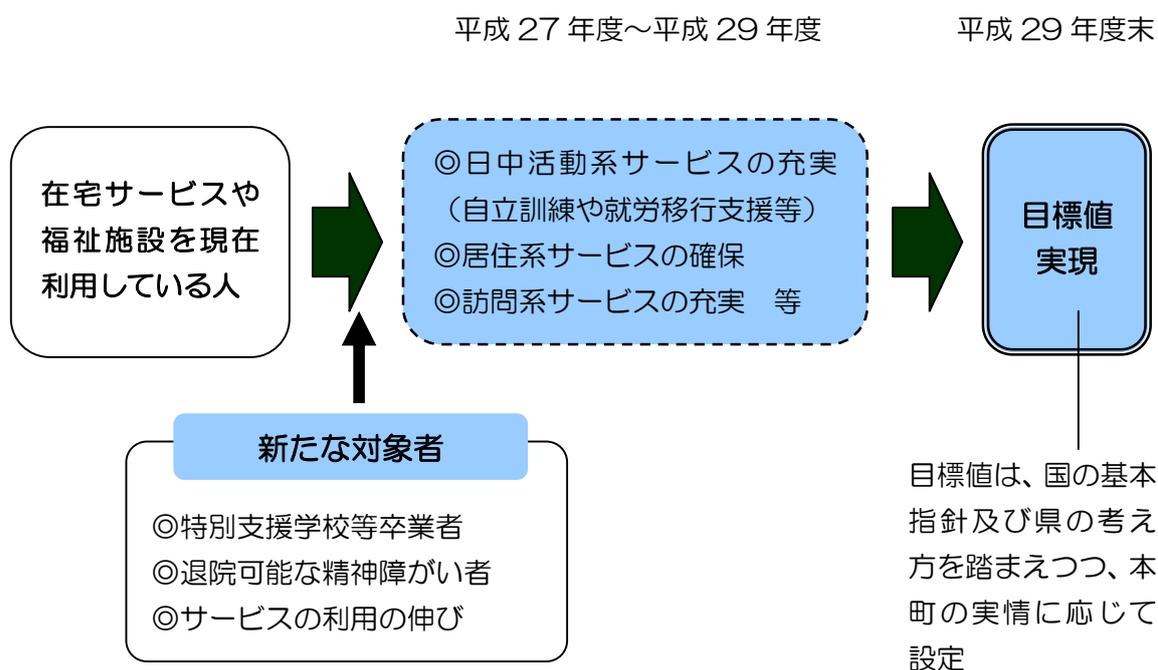
第2節 平成29年度の目標値

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成29年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

- (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

3つの目標値の設定にあたっては、国の指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者（サービスの伸び）を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。



(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年末時点において、障がい者の福祉施設に入所している人は 20 人です。平成 29 年度までの数値目標については、平成 25 年度末の施設入所者数 20 人から 1 人 (5.0%) が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数 値	備 考
①平成 25 年度末の施設入所者数	20 人	平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数
②【目標値】 地域生活移行者数	1 人 (5.0%)	平成 29 年度末までに施設入所からグループホーム、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

現在、町内には障がい者の地域生活を支援する機能を持った、「地域生活支援拠点」は整備されていませんが、平成 29 年度までに圏域で 1 箇所の整備を目標とします。

項目	数 値	備 考
①地域生活支援拠点等の整備数	1 箇所	障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数 (圏域)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

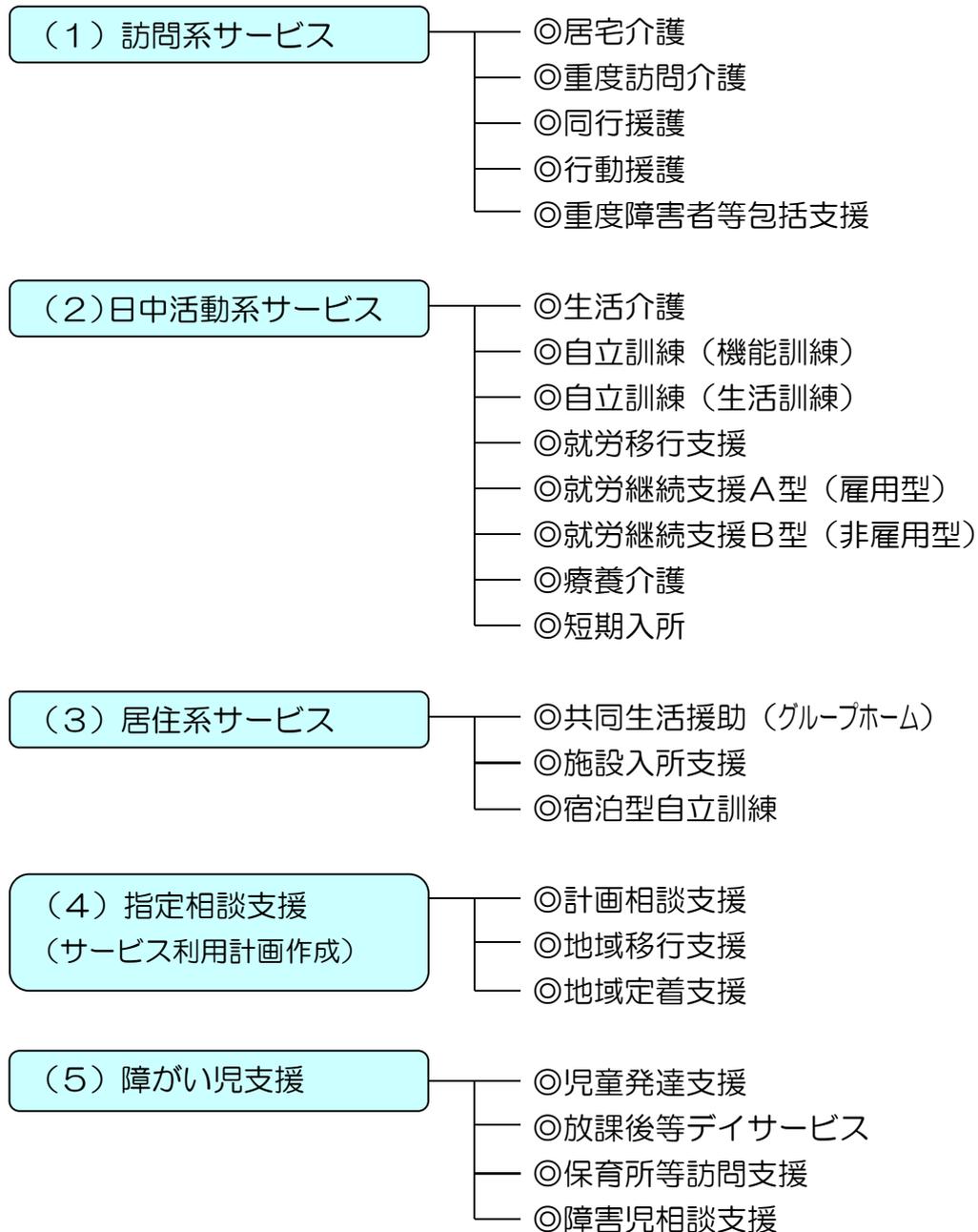
平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数は 1 人でした。平成 29 年度においては、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標は、平成 24 年度の移行人数の 2 倍とします。

また、就労移行事業の利用者数は、平成 25 年度の利用者の 3 割増を目指します。

項目	数 値	備 考
①平成 24 年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
②平成 25 年度の就労移行支援事業利用者数	3 人	平成 25 年度に就労移行支援事業を利用した人数
③【目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	2 人	平成 29 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
④【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	4 人 (1.33 倍)	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数

第5章 第3期障がい福祉計画の評価と第4期障害福祉サービスの見込み

第3期障がい福祉計画の実績を踏まえ、平成29年度に向けて、平成27年度から平成29年度の3年間の第4期計画期間として各年度における見込量を設定します。



第1節 訪問系サービス

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	実利用者数 (人/月)	計画値	55	60	65
		実績値	28	28	24
		達成率	50.9	46.7	36.9
重度障害者等包括 支援	サービス量 (時間/月)	計画値	430.0	440.0	450.0
		実績値	511.9	511.3	494.0
		達成率	119.0	116.2	109.8

※平成24年、25年は年度末、平成26年は9月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括 支援	利用者数 (人/月)	計画値	28	28	30
		サービス量 (時間/月)	520	533	571

《見込み量算出の考え方》

平成24年度から平成26年度のサービス利用実績を基礎として、利用の伸びや施設入所者及び退院可能精神障がい者等の地域生活への移行を勘案し算出します。

《サービスの実施に対する課題と方策》

訪問系サービスの利用状況をみると、平成24年度、平成25年度の利用状況から、増加傾向で推移しております。

訪問系サービスについては、過去のサービス利用実績の推移と伸び率を勘案し、今後とも着実にサービス利用量が増加していくものと見込んで算出しています。

なお、サービス提供事業者の参入についても定着してきており、これまで必要なサービス量が確保できている状況でありますので、今後とも事業者に対して適切な指導や情報提供等を行い、サービス量の確保と質の向上に努めていきます。

第2節 日中活動系サービス

①生活介護

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
生活介護	実利用者数 (人/月)	計画値	56	58	60
		実績値	60	60	58
		達成率	107.1	103.4	96.7
	サービス量 (人日/月)	計画値	1,098.0	1,137.0	1,176.0
		実績値	1,095.5	1,122.8	1,058.0
		達成率	99.7	98.8	90.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用者数 (人/月)	計画値	60	62	64
	サービス量 (人日/月)	計画値	1,135	1,173	1,210

②自立訓練（機能訓練）

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
	サービス量 (人日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績

【第3期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	0	0	22

③自立訓練（生活訓練）

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	1
		達成率	0.0	0.0	0.0
	サービス量 (人日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	15.9	23.0
		達成率	0.0	0.0	0.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	22	22	22

④就労移行支援

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
		実績値	5	3	0
		達成率	166.7	100.0	0.0
	サービス量 (人日/月)	計画値	44.0	44.0	44.0
		実績値	61.3	18.6	0.0
		達成率	139.3	42.3	0.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	3	4	4
	サービス量 (人日/月)	計画値	60	80	80

⑤就労継続支援A型（雇用型）

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
就労継続支援 (雇用型)	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
	サービス量 (人日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援 (雇用型)	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	0	0	22

⑥就労継続支援 B 型（非雇用型）

【第 3 期の実績】

			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
就労継続支援 (非雇用型)	実利用者数 (人/月)	計画値	16	17	18
		実績値	22	22	20
		達成率	137.5	129.4	111.1
	サービス量 (人日/月)	計画値	284.0	302.0	320.0
		実績値	327.6	324.1	281.0
		達成率	115.4	107.3	87.8

※平成 24 年、25 年は年度末、平成 26 年は 10 月末実績値

【第 4 期の見込量】

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (非雇用型)	利用者数 (人/月)	計画値	22	23	24
	サービス量 (人日/月)	計画値	330	340	350

⑦療養介護

【第 3 期の実績】

			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
療養介護	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	2	2	1
		達成率	0.0	0.0	0.0

※平成 24 年、25 年は年度末、平成 26 年は 10 月末実績値

【第 4 期の見込量】

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

⑧短期入所

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
短期入所	実利用者数 (人/月)	計画値	10	11	12
		実績値	14	10	6
		達成率	140.0	90.9	50.0
	サービス量 (人日/月)	計画値	55.0	60.0	65.0
		実績値	50.6	33.8	30
		達成率	92.0	56.3	46.2

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	利用者数 (人/月)	計画値	14	14	15
	サービス量 (人日/月)	計画値	56	56	60

《見込み量算出の考え方》

平成24年度から平成26年度のサービス利用実績の推移、施設入所者及び退院可能精神障がい者の地域生活への移行を勘案し算出します。

障がい者の経済的自立をめざし、一般就労が不可能な場合でも一定の収入の確保ができるよう、就労継続支援A型（雇用型）のサービス提供を見込みます。

《サービスの実施に対する課題と方策》

日中活動系サービスの利用状況をみると、各サービスともにほぼ増加傾向にあり、制度が定着しているといえます。

充実した日中活動の場を保障することで、個別のニーズに対応したサービス提供体制を拡充していく必要があります。

生活介護及び療養介護の見込量については、第3期の利用状況が順調に推移していること及び今後のニーズを勘案し、おおむね同程度で推移するものと見込みます。

就労移行支援、短期入所については、現在の利用者のサービス継続を勘案し、見込量とします。

自立訓練（機能訓練）は、現在利用はありませんが、今後の需要を考慮し、平成29年度に1人の利用を見込みました。自立訓練（生活訓練）については見込値を上回る利用となつ

ており見込量については、現在の利用ベースでの見込みとします。

就労継続支援A型（雇成型）は地域に対象事業所が少ないことから利用がなく、今後もこの傾向が続くものとして見込みました。就労継続支援B型（非雇成型）は第3期の実績値が見込値を上回っており、今後も利用者が増加するものと見込みました。

第3節 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
共同生活援助 （グループホーム） 共同生活介護 （ケアホーム）	実利用者数 （人/月）	計画値	8	13	15
		実績値	7	6	11
		達成率	87.5	46.2	73.3

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 （人/月）	計画値	11	11	11

②施設入所支援

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
施設入所支援	実利用者数 （人/月）	計画値	21	21	22
		実績値	21	20	21
		達成率	100.0	95.2	95.5

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	利用者数 （人/月）	計画値	21	20	20

③宿泊型自立訓練

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
宿泊型自立訓練	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	1
		達成率	0.0	0.0	0.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
宿泊型自立訓練	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

《見込み量算出の考え方》

現在のグループホーム利用者数等を基礎として、施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活への移行も加味し見込みます。

《サービスの実施に対する課題と方策》

居住系サービスの利用状況をみると、利用者の増加がみられますが、第3期における見込量を下回っています。

共同生活援助については、過去の利用実績を勘案すると増加傾向にありますが、利用可能な対象施設が少ないことから、平成27年度以降も現在の利用と同程度と見込んでいます。

また、施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行目標を踏まえ見込みました。

宿泊型自立訓練については、現在の利用状況と同程度を見込んでいます。

第4節 指定相談支援等

指定相談支援は、地域生活の準備のための外出への同行支援や入居支援等を行う地域移行支援、24時間体制の相談支援などにより地域定着を図る地域定着支援のほか、障がい者等の相談支援を行う事業です。

地域移行・地域定着支援事業とは、障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人等の地域を拠点とする共生社会の実現のため、地域移行に必要な体制整備の総合的な調整等を行う事業です。

①計画相談支援

【第3期の実績】

			平成24年	平成25年	平成26年
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	計画値	4	5	6
		実績値	6	54	63
		達成率	150.0	1,080.0	1,050.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	計画値	20	22	25

②地域移行支援

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

③地域定着支援

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1

《見込み量算出の考え方》

障害福祉サービスを利用している方や、施設入所者、退院可能精神障がい者、特別支援学校卒業者等の地域生活への移行者等を見込みます。

《サービスの実施に対する課題と方策》

計画相談支援については、第3期の見込量を大きく上回る実績となっていますが、平成26年度中までにすべての福祉サービス利用者に対してサービス等利用計画を立てることとなっていたためであり、今後はサービス利用支援での利用が大幅に減り、継続サービス利用支援（モニタリング）による利用が主となるため、サービス利用者数は一定数で安定すると見込んでいます。

地域移行支援については、平成26年度に1名の利用があり、今後の需要を考慮し、平成29年度まで各年1名の利用を見込みました。

地域定着支援については、現在利用はありませんが、今後の需要を考慮し、平成29年度に1人の利用を見込みました。

第5節 障がい児支援

障がい児支援については、第4期より数値目標が義務となったため、第4期の見込み量のみ掲載しています。

①児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う事業です。

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	2

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等 デイサービス	利用者数 (人/月)	計画値	4	5	6

③保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	2

④障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	計画値	10	13	16

《見込み量算出の考え方》

障がい児サービスを利用している児童の状況や特別支援学校利用者等のニーズを踏まえ利用量を見込みました。

《サービスの実施に対する課題と方策》

障がい児支援については、第4期から利用量を見込むことになったので、今後は、障がい児サービスの利用状況を詳細に把握し、サービスの充実を目指します。

第6章 地域生活支援事業の利用状況と第4期の見込量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。平成26年度の改正により、町の必須事業としては、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業となっています。

第1節 理解促進・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
理解促進・啓発事業	実施の有無	計画値	—	—	—
		実績値	無	無	無
		達成率	—	—	—

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有

第2節 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
自発的活動支援 事業	実施の有無	計画値	—	—	—
		実績値	無	無	無
		達成率	—	—	—

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援 事業	実施の有無	計画値	有	有	有

第3節 相談支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい種別にかかわらず町内在住の障がい者、障がい児の保護者などからの相談に応じられるような組織機構を見直し、専門職員の配置などを図るなどして総合的な相談支援を実施しています。事業の内容は、福祉サービスの利用援助（相談、情報提供、ケアマネジメント等）や社会資源を活用するための支援、社会生活を営むための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助等を引き続き行います。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	委託箇所 (箇所)	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
		達成率	100.0	100.0	100.0

※平成24年、25年は年度末、平成26年は10月末実績値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	委託箇所 (箇所)	計画値	3	3	3

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

町の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置する事業です。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施回数	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	委託箇所 (箇所)	計画値	1	1	1

(3) 住居入居等支援事業

保証人がいない等の理由で賃貸住宅に入居が困難な障がい者に対し、相談・助言を行う事業です。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
住居入居等支援事業	実利用人数 (人/年)	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
住居入居等支援事業	実利用人数 (人/年)	計画値	1	1	1

第4節 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによつて適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	実利用人数 (人/年)	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	実利用人数 (人/年)	計画値	1	1	1

第5節 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るサービスです。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度法人後見支援事業	実利用人数 (人/月)	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	実利用人数 (人/月)	計画値	1	1	1

第6節 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能、その他障がい者のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者等を派遣する事業を行います。事業内容は、手話通訳者の設置事業と派遣事業があります。手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業の実施については、社会福祉法人埼玉県聴覚障害者福祉会に事業委託し、事業の推進を図ります。

サービス名	内 容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者が他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/月)	計画値	6	6	6
		実績値	3	5	4
手話通訳者設置事業		計画値	-	-	-

※平成24年、25年は年度末、平成26年は見込値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/月)	計画値	5	6	7
		計画値	-	-	-
手話通訳者設置事業		計画値	-	-	-

第7節 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付事業は、重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）等であって日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加の促進を図るための日常生活用具の給付事業です。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	2	0	0
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	6	0	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	1	2	0
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	2	0	4
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	実績値	288	399	406
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	利用件数 (件/年)	実績値	4	0	0

※平成26年度は見込値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	410	450	500
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1

第8節 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としたサービスです。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用人数 (人/月)	計画値	—	—	—
		実績値	0	0	0

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用人数 (人/月)	計画値	0	1	1

第9節 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障がい者（児）の生活を支援するため、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の際の移動を支援するものです。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実利用者数 (人/月)	計画値	41	42	43
		実績値	36	40	48
		達成率	87.8	95.2	111.6
	サービス量 (時間/月)	計画値	270.0	280.0	290.0
		実績値	279.2	304.6	338.0
		達成率	103.4	108.8	116.6

※平成26年度は見込値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	50	51	52
	サービス量 (時間/月)	計画値	350	370	390

第10節 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実績に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター事業（圏域）	設置箇所数（箇所）	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
		達成率	100.0	100.0	100.0

【第4期の見込量】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業（圏域）	設置箇所数（箇所）	2	2	2

第11節 その他事業

【第3期の実績】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/月)	実績値	4	3	4
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/月)	実績値	2	2	2
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実利用者数 (人/年)	実績値	48	48	48
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数 (件/年)	実績値	2	1	1
自動車改造助成事業	利用件数 (件/年)	実績値	0	1	1
寝具乾燥車派遣事業	実利用者数 (人/年)	実績値	2	2	2

※平成26年度は見込値

【第4期の見込量】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/月)	実績値	5	5	5
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実利用者数 (人/年)	計画値	50	50	50
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
自動車改造助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1
寝具乾燥車派遣事業	実利用者数 (人/年)	計画値	2	2	2

第7章 計画の推進

第1節 各主体の役割

この計画を推進するにあたっては、障がい及び障がい者問題について社会的関心を高めていくとともに、障がい者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっています。

(1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がい者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がい者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

(2) 学校

障がいのある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障がいのない児童生徒が障がいのある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

(3) 団体

障がい者関係団体などの役割は、障がい者やその家庭の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

(4) 企業

障がい者が安定した生活を営むためには、障がい者の雇用や障がい者の適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。

さらに、企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

(5) 行政

行政の役割は、町民の総合的な福祉の向上をめざして広範にわたる障がい者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がい者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、町民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていきます。

第2節 計画の推進

(1) 推進基盤の整備

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活をめざすことを支援するとともに障がい者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

(2) 連携・協力の推進

①関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある方の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障がい者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

②国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障害福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

③事業者との連携・協力

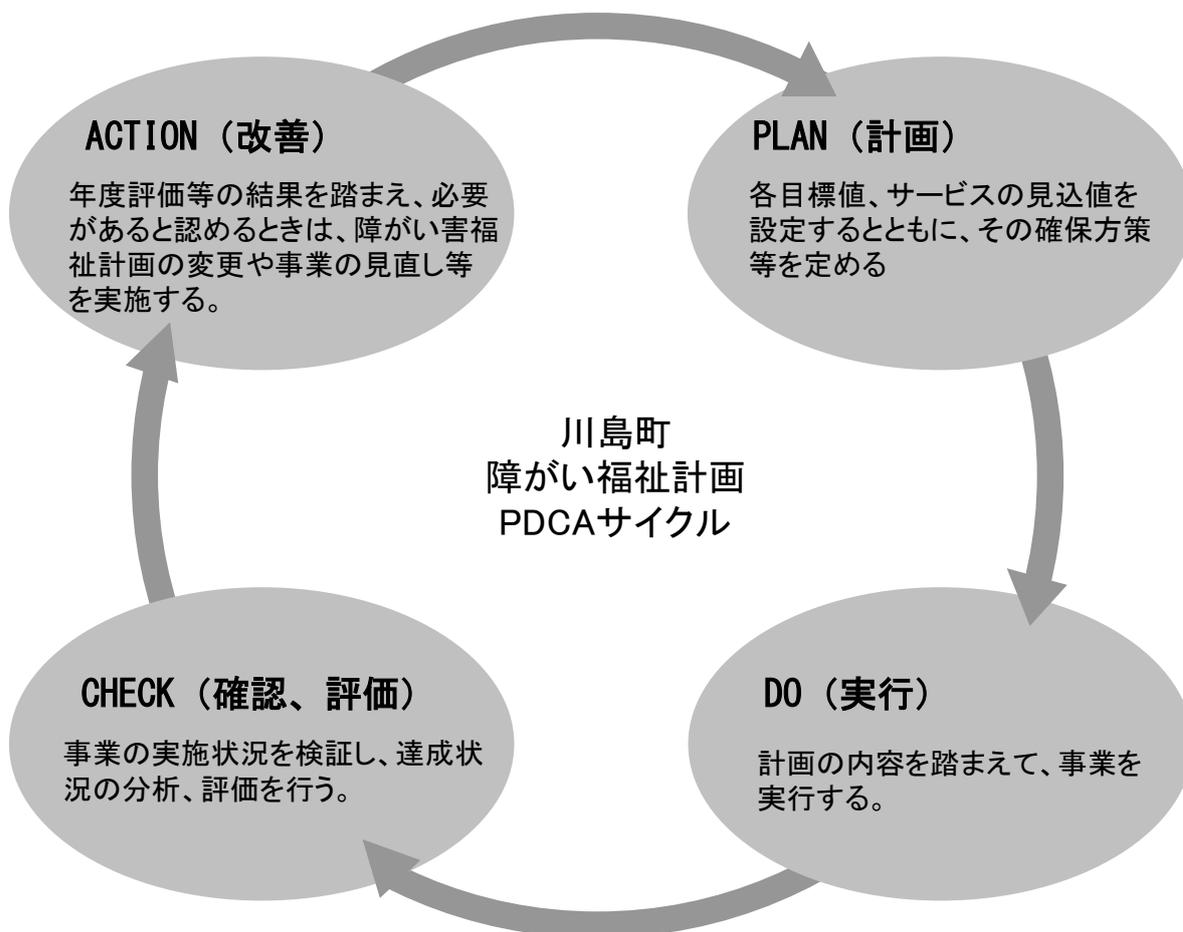
相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

第3節 目標達成状況の評価

町は、各目標値、サービスの見込み量については、必要に応じてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。

なお、町は障がい福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

■PDCA サイクルのイメージ図



資料編

1. 川島町障害福祉計画等策定委員会設置条例

平成25年12月25日

条例第42号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画の策定並びに推進に関し必要な事項を調査及び審議するため、川島町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する計画に関して調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 心身障害者又はその家族
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 障害者団体の代表
- (5) 公募による町民
- (6) 町職員

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長がその議長となり、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2. 川島町障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

番	選出区分	役職等	氏名	(敬称略) 備考
1	知識経験者	埼玉県立川島ひばりが丘 特別支援学校 教諭	春木 豊	
2	知識経験者	川島町民生委員・ 児童委員協議会 会長	亀田 緑	委員長
3	心身障害者又はその家族		豊隅 孝司	
4	心身障害者又はその家族		星野 淳子	
5	障害者の福祉に関する事業に 従事する者	川島町社会福祉協議会 主任	鈴木 紀子	
6	障害者の福祉に関する事業に 従事する者	社会福祉法人ウイング 統括施設長	内田 常子	
7	障害者の福祉に関する事業に 従事する者	東松山市総合福祉エリア	武井 さとみ	
8	障害者団体の代表	川島町手をつなぐ育成会 会長	佐藤 菊江	副委員長
9	公募による町民		小鮎 とし子	
10	公募による町民		矢部 京子	
11	町職員	川島町子育て支援課長	井上 和夫	

3. 川島町障がい福祉計画等策定委員会開催経過

開催日等		会議内容
第1回	平成26年8月28日	・第4期川島町障がい福祉計画について
第2回	平成27年1月15日	・第4期川島町障がい福祉計画素案について
	平成27年2月9日 ～平成27年2月23日	町民コメント実施
第3回	平成27年3月18日	・第4期川島町障がい福祉計画について

第4期川島町障がい福祉計画

平成27年3月



発行 川島町
編集 川島町健康福祉課福祉グループ
住所 〒350-0192
埼玉県比企郡川島町大字平沼 1175 番地
TEL 049-299-1756 (直通)
FAX 049-297-6057
